

佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画
(後期計画)
実施計画 (I期)

令和5(2023)年度～令和11(2029)年度

令和4(2022)年1月

佐野市・佐野市教育委員会

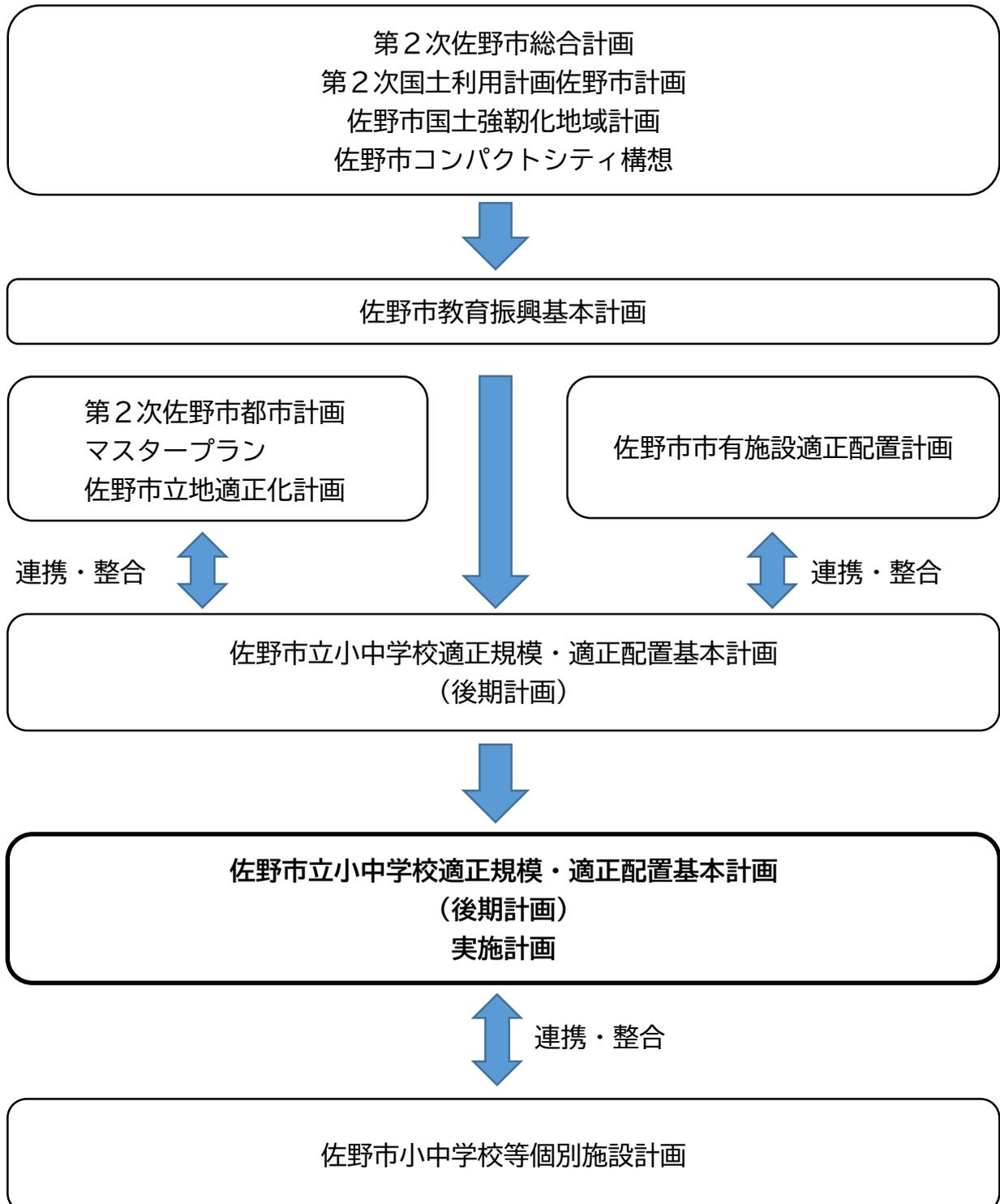
目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	計画の対象となる小学校	2
5	検討の視点及び整備校の決定	3
	（1）検討の視点	
	（2）整備校の決定	
6	整備スケジュール及び概要	5
	（1）整備スケジュール	5
	（2）I 期に係る義務教育学校の概要	5
	1）佐野西中学校区の義務教育学校	5
	2）城東中学校区の義務教育学校	6
7	計画の進行管理	6
8	財源に関する検討	7
9	P F I 導入に関する検討	7
10	実施計画を進めるにあたって	7

1. 計画の目的

本実施計画は、佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）に定める基本方針を踏まえて、市内の小中学校の義務教育学校への再編を円滑に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ



3. 計画期間

実施計画の期間は、基本計画（後期計画）の期間である令和5（2023）年度から令和29（2047）年度までの25年計画とし、複数校を一つのまとまりとして整備を進めますが、I期工事の進捗状況や社会情勢の変化等による計画の見直しが必要となることが予想されるため、本計画においては、I期中における整備校を決定するものとします。

実施計画（R5（2023）年度～R29（2047）年度）		25年間
I期 R5(2023)年度～ R11(2029)年度 7年間	R12(2030)年度～R29(2047)年度 18年間	

4. 計画の対象となる小学校（基本計画を踏まえた区分）

（1）城東中学校区

佐野小、天明小（一部）、城北小（一部）

（2）佐野西中学校区

天明小（一部）、植野小（一部）、旗川小、吾妻小

（3）南中学校区

植野小、界小

※基本計画では1中学校区として整備するとなっておりますが、大規模校となる可能性があることから、I期中に分割も含めて検討します。

（4）北中学校区（犬伏地区）

犬伏小、犬伏東小

（5）北中学校区（堀米地区）

城北小（一部）

（6）赤見中学校区

赤見小、石塚小、出流原小

（7）田沼東中学校区

田沼小（一部）、吉水小、栃本小、多田小（一部）

※小学校名に「（一部）」と表記されている小学校の通学区域については、別添の「基本計画（後期計画）」を参照。

5. 検討の視点及び整備校の決定

(1) 検討の視点

① 義務教育学校区内の拠点校（統合先）となる学校の選定

拠点校となる学校の選定については、義務教育学校区内での立地や敷地の広さ、建物の状態など複数の要因を検討する必要があります。

一般的に、既存の小学校と中学校を比較した場合、中学校が拠点校としての要件を満たしていることから、原則として義務教育学校区内にある中学校を拠点校として検討します。

ただし、上記の諸要件を考慮した結果、中学校を拠点校とすることが不相当である場合は、同区内の小学校及び移転新設も選択肢として検討します。

② 老朽度

老朽度については「佐野市小中学校等個別施設計画」の劣化状況調査の評価を基本とし、校舎建築からの経過年数や適正規模基準なども踏まえ、整備校決定の基準とします。

③ その他考慮すべき要件

具体的に整備校を決定する際には、進級先となる中学校が分かれる小学校が含まれているかどうか、関連して仮設校舎建設の必要性の有無、拠点校となる学校の劣化状況、工事の規模・施工条件など、教育・学校運営面及び施設面を個別比較し検討することが必要となるため、状況に応じて順位を入れ替え調整を行います。

(2) 整備校の決定

基本計画のテーマである複式学級解消、老朽化対策、適正規模基準の観点から改めて以下に整理します。

① 複式学級解消

この観点から検討すべき中学校区は下記の2中学校区です。この2つについては、いずれも対象とする小学校が将来的に複式学級となる可能性が大きく、小学校同士の段階的統合も含めてI期中に検討する必要があります。

- ・ 赤見中学校区
- ・ 田沼東中学校区

② 施設の老朽化

施設の老朽化により判定した結果、劣化の度合いが特に大きい中学校区は下記のとおりです。この2校については、いずれも対象とする小学校が築後50

年以上を経過しており早急な対応が求められています。

なお、この2校については、複式学級となる可能性は低く、また大規模校となる可能性も低いと考えられます。

- ・城東中学校区
- ・佐野西中学校区

③ 適正規模基準の観点

大規模校解消に向けて検討した結果、中学校区として次の2校が対象となります。

- ・南中学校区
- ・北中学校区

基本計画では北中学校区を二つに分割していますが、2ページにも記載のあるとおり南中学校区についても大規模校となる可能性があり、I期中に分割も含めて検討することとします。

④ その他考慮すべき要件

諸事情により順位の入替えを行う必要がある義務教育学校は下記の2校です。

- ・城東中学校区
- ・佐野西中学校区

【理由】

佐野西中学校区を先に整備することにより、工事に伴う仮設校舎の建設を省略でき、費用を節減できるため。詳細は以下のとおり。

西中学校を先に整備する場合、

- ・完成までは西中学校区各小中学校で授業を行い、完成後に新校舎に移転する。
- ・天明小学校の児童のうち、西中学校区の児童は完成後の義務教育学校に移動するため、天明小内に空き教室を確保できる。
- ・城東中学校区の義務教育学校については佐野小学校を拠点校とするが、佐野小の整備工事の際、天明小の空き教室に佐野小の児童が移動できるため、仮設校舎の建設を省略できる。

⑤ 施設分離型義務教育学校

統合を円滑に進めるため、最終的な目標である施設一体型の義務教育学校整備の準備段階として、必要に応じて施設分離型の義務教育学校を先行的に設置していくことを検討します。

以上①から⑤を総合的に勘案した結果、I期における整備校は次のとおりとします。

整備順	義務教育学校名（仮称）
1	佐野西中学校区義務教育学校
2	城東中学校区義務教育学校

6. 整備スケジュール及び概要

（1）整備スケジュール

義務教育学校名 （仮称）	期間	後期計画（I期：7年）							
	年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
佐野西中学校区 義務教育学校		■ ■ ■	→						
城東中学校区 義務教育学校			→						

（2）I期に係る各義務教育学校の概要

1) 佐野西中学校区義務教育学校

① 対象小学校及び通学区域

対象小学校	通 学 区 域
天明小	大橋町
植野小	七軒町、赤坂町、君田町
旗川小	並木町、免鳥町、小中町
吾妻小	村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町

② 開校目標年度 令和10(2028)年4月

③ 概算事業費 約66億円

④ 事業期間 令和4(2022)年度～令和9(2027)年度（6年間）

⑤ 施設の概要

拠点校（設置場所）	現 西中学校（市街化区域 準工業地域）
学校敷地面積	33,149 m ²
校舎面積	8,800 m ² （新築想定）
教室数	普通教室 41、特別教室 14、その他 9
運動場面積	19,158 m ²
体育館面積	1,500 m ²

⑥ 開校時の想定児童生徒数 約1,030人

2) 城東中学校区義務教育学校

① 対象小学校及び通学区域

対象小学校	通 学 区 域
佐野小	久保町（両毛線以南）、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、 金吹町、若松町（両毛線以南）、浅沼町
天明小	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町（両毛線以南）、大町、天明町、 大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、 植野町（1953～2007 番地枝番含む）
城北小	久保町（両毛線以北）、朝日町（両毛線以北）若松町（両毛線以北）、 天神町

② 開校目標年度 令和12(2030)年4月

③ 概算事業費 約56億円

④ 事業期間 令和6(2024)年度～令和11(2029)年度（6年間）

⑤ 施設の概要

拠点校（設置場所）	現 佐野小学校（市街化区域 第一種住居地域）
学校敷地面積	17,662 m ²
校舎面積	7,500 m ² （新築想定）
教室数	普通教室 30、特別教室 13、その他 4
運動場面積	12,262 m ²
体育館面積	1,200 m ²

⑥ 開校時の想定児童生徒数 約660人

◎以上に提示した各義務教育学校の概算事業費については、あそ野学園義務教育学校における建築単価等を参考に算定しています。

◎こどもクラブの整備事業費、スクールバス運行にかかる経費は、概算事業費に含んでいません。

7. 計画の進行管理

本計画は、ローリング方式で進行管理することにより、変化する経済・社会情勢などに弾力的に対応するとともに、次期総合計画やその他関連計画等との整合を図り、必要に応じて適宜計画を見直し、変更を行います。

8. 財源に関する検討

この実施計画に盛り込まれた事業を確実に推進するため、前期計画と同様に文部科学省所管国庫補助金の活用に加え、交付税措置のある有利な起債の活用も検討するとともに、義務教育学校整備に係る新たな支援制度の創設について国、県に対し働きかけを行ってまいります。

また、新たに創設した学校整備基金についても、一定規模以上の財源を維持・活用することにより、実施計画スケジュールへの長期的な影響を少なくするよう努めてまいります。

○想定される特定財源

国庫補助金：公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金 など
地方債：学校教育施設等整備事業債 など
基金：学校整備基金 など

9. PFI導入に関する検討

「佐野市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」に基づき、財政負担の縮減、平準化を図るための整備手法として他の先進自治体においても実績のある PFI の導入による民間活力を活用した学校施設の整備、維持管理について検討し、積極的な活用を目指します。

このため、導入可能性調査を早期に実施し、その結果を各校の整備手法に反映させていくこととします。

10. 実施計画を進めるにあたって

I 期の整備については以上のとおりですが、次期以降の実施にあたっては、統合を円滑に進めるため、最終的な目標である施設一体型の義務教育学校整備の準備段階として、施設分離型の義務教育学校を先行的に設置することについて随時検討していきます。

また、引き続き児童・生徒数の減少が見込まれるため、在籍状況を継続的に注視し、小学校同士の先行的・段階的な統合についても併せて検討していきます。

なお、あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校を整備したことによる検証結果や今後の社会情勢の変化、教育制度の変更、財政状況、整備手法の見直し、その他の事情により計画変更が必要となった場合は、適宜見直しを行いながら事業を進めてまいります。